

## 一般競争入札（売却）のながれ

現地見学会	<p>現地見学会への参加希望者は、<b>令和5年9月29日（金）</b>までに北九州市財政局財務部財産活用推進課に電話（093-582-2007）で申込みをしてください。</p> <p>◆開催日時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（物件番号1）小倉北区井堀二丁目11番96外2筆 令和5年10月4日（水）午前10時～正午</li> <li>・（物件番号2）八幡西区金剛二丁目1653番1外1筆 令和5年10月5日（木）午前10時～正午</li> </ul> <p>※現地見学会においては質疑応答の時間は用意しておりません。 質問事項は、<b>令和5年10月13日（金）</b>までに、所定の質問書（様式3）に記入のうえ、北九州市財政局財務部財産活用推進課にe-mail（zai-zaisan@city.kitakyushu.lg.jp）またはFAX（093-582-2070）により提出してください。 <b>令和5年10月19日（木）</b>までに回答します。</p> <p>※なお、<b>申込者がいない場合は、現地見学会は開催しません。</b></p>
↓	
入札参加申込書提出	<p>入札参加希望の方は、指定の参加申込書等に所定の事項を記入し、来庁日時をご連絡の上、受付場所まで直接お持ちください。</p> <p><b>受付日時：令和5年10月26日（木）・27日（金）</b> <b>午前9時～午後5時まで（正午から午後1時までを除く）</b></p> <p><b>受付場所：北九州市財政局財務部財産活用推進課（北九州市役所本庁舎6階）</b></p> <p>【必要書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①一般競争入札参加申込書（様式1）</li> <li>②役員一覧（様式2） ※共同事業者がいる場合、事業者ごとに添付してください。</li> <li>③登記事項証明書（履歴事項全部証明書・発行後3ヶ月以内のもの）</li> <li>④印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）</li> </ol> <p>※個人で参加される場合は、「住民票の写し」を提出してください。（②③は不要です。）</p>
↓	
入札参加資格の確認・通知	<p><b>令和5年11月20日（月）</b>頃、参加申込者全員に入札参加資格確認通知書をお送りします。</p>
↓	
入札保証金の納付	<p>◆入札保証金 <b>入札しようとする額の1割以上の額</b></p> <p>◆納付方法 北九州市が送付する納付書により、北九州市公金取扱機関（納付書裏面に記載）にて納付してください。</p>
↓	
入札・開札	<p>入札参加資格のある方を対象に入札を行います（※時間厳守）。</p> <p><b>令和5年11月30日（木）北九州市役所本庁舎地下2階 第5入札室</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（物件番号1）小倉北区井堀二丁目11番96外2筆 午前10時（時間厳守）</li> <li>・（物件番号2）八幡西区金剛二丁目1653番1外1筆 午前11時（時間厳守）</li> </ul> <p>【持参するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札参加資格確認通知書</li> <li>・印鑑（法人の場合は代表者印。代理人が参加する場合は代表者印は不要。）</li> <li>・入札保証金提出書兼返還請求書（領収書の原本を裏面に貼付のこと）</li> <li>・委任状 ※代理人が参加する場合のみ</li> <li>・代理人の印鑑 ※代理人が参加する場合のみ</li> </ul> <p>※入札は時間厳守で行いますので、時間に余裕を持ってお越しください。 ※入札には申込者本人又は代理人が必ず出席してください。 ※入札締切後、直ちに開札を行います。</p>
↓	
契約	<p>◆<b>令和5年12月20日（水）</b>まで 売買代金の1割以上の金額を契約保証金として納付し、北九州市と契約（物件番号1）・仮契約（物件番号2）を締結していただきます。※（物件番号2）は北九州市議会の議決後、本契約として成立します。 なお、納付していただく契約保証金は、すでに納付している入札保証金を全額充当することもできます。 ※契約書・仮契約書に貼付する収入印紙は買受人の負担となります。</p>
↓	
売買代金の納付	<p>売買代金は、契約日から2ヶ月以内（但し、物件番号2は令和6年4月下旬頃の市が指定する日）に全額を一括納付していただきます。</p>
↓	
所有権の移転 土地の引渡し	<p>所有権は売買代金完納と同時に移転します。 登記の手続きは市で行いますが、所有権移転登記に必要な登録免許税は買受事業者の負担となります。 売払物件は、現状有姿のまま引渡すこととします。</p>

※ 一般競争入札に付し入札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、**先着順売払い**を実施します。